

2020年度に任用予定の職員の採用において、
福祉専門職採用を実施

①福祉全般に関する専門職

(児童家庭福祉関係以外に、例えば、高齢者福祉、障害者福祉、
精神保健福祉、生活保護等に配属される福祉専門職)

69 箇所

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、横須賀市、金沢市、明石市

②児童家庭福祉関係に限定した福祉専門職

(児童相談所以外に、例えば、児童心理治療施設、児童自立支援施設、
障害児入所施設、婦人相談所等に配属される福祉専門職)

58 箇所

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、宮崎県、長崎県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、横須賀市、金沢市、明石市

③児童相談所に限定した専門職

(原則として児童相談所に配属されるが、経験を積ませる等の
目的で児童相談所以外に配属されることも有り得る)

6 箇所

群馬県、静岡県、島根県、徳島県、佐賀県、鹿児島県

14 箇所

埼玉県、千葉県、東京都、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、山口県、福岡県、さいたま市、大阪市、金沢市、明石市

※ 2019年度において児童相談所を設置している地方自治体（70箇所）における2020年度の福祉専門職の職員の採用実施に当たり、2019年度の採用実施状況について調査したもの。過去に福祉専門職採用を実施していたが2019年度は実施していない地方自治体は上記には含まれていない。

※ ①及び③に重複がある。

福祉専門職採用における受験資格の例

○例 1

- ・ 大学又は大学院において、心理学、教育学又は社会学の課程を修めて卒業又は修了した人
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院の児童指導員科を卒業した人
- ・ 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部を卒業した人
- ・ 上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科を卒業した人
- ・ 社会福祉士の資格を有する人
- ・ 精神保健福祉士の資格を有する人

○例 2

- ・ 社会福祉主事の任用資格を有する人

○例 3

- ・ 児童福祉司の任用資格を有する人

○例 4

- ・ 社会福祉士の資格を有する人

※このほか、社会福祉士や社会福祉主事とその他の資格との併用等がある。